

～キラリと光るまち ひのちょう～
広報 ひの おしらせ版
2019年11月5日号
No. 668

■発行・編集 日野町役場 企画政策課
■電話 (0859)72-0332 ■FAX (0859)72-1484
■ホームページ <http://www.town.hino.tottori.jp/>
■電子メール info@town.hino.tottori.jp

第42回 **生きいきひの
ふれあいまつり**



11月23日(土)・24日(日) 午前10時～午後2時

会場 / 役場前駐車場・山村開発センター・町文化センター
＜注目イベント＞

▼鳥取だらずプロレスがふれあいまつりに参戦! (23日)
▼オープニングアトラクション (23日) / 奥日野源流太鼓
▼ダンスパフォーマンス (24日) / ジャンプパフォーマンス
カンパニー▼図書館まつりも同時開催! ▼即売・展示・芸能
発表など詳しくは、別途チラシをご覧ください。

【住民課からのお知らせ】

**年金受給者手続き説明会を
開きます**

年金受給者を対象に、住所変更や金融機関の変更など、年金を受けるにあたって知っておいてほしいこと、必要な届出・手続きについて説明会を開きます。

説明会終了後には、個別相談も受け付けます。お気軽にお越しください。

日時 11月19日(火) 午後2時～ ※説明会終了後には個別相談会(先着5人程度)を行います。なお、個別相談会は事前に予約が必要です。希望される方は、役場住民課までご連絡ください。

場所 山村開発センター・研修室
問合せ先 役場住民課(電話 72-0333)

【そのほかのお知らせ】

米子税務署からのお知らせ

**＜国税に関する相談は電話でお願
いします＞**

①米子税務署(電話 0859-32-4121)へ電話

②音声案内に従って要件の番号を選択

▼消費税軽減税率制度に関する相談…「3」▼国税に関する一般的な相談…「1」▼申告や面接による個別の相談…「2」

③「2」を選択した場合は事前に相談日時などを予約

▼月曜日: 相続税・贈与税・譲渡所得 ▼火曜日: 申告所得税(譲渡

所得を除く)・消費税(個人) ▼水曜日: 法人税・消費税(法人)・源泉所得税 ▼木曜日: 印紙税・諸税

＜スマートフォンやパソコンで申告＞

専用のIDとパスワードがあれば、マイナンバーカードやICカードリーダーがなくてもスマホやパソコンから、e-Tax 申告が可能です。

専用のIDとパスワードは、本人確認を行い発行します。運転免許証など本人確認ができる書類を持って、早めに米子税務署で手続きしてください。※これは、マイナンバーカードが普及するまでの一時的な措置です。

**指名手配犯人の検挙に
ご協力ください**

令和元年8月末現在、全国の警察から指名手配されている者は、約600人に上っており、再び犯行を行う恐れがあります。

警察では、特に重大な犯罪の被疑者を選定した上で、11月中に全国警察の総力を挙げて追跡捜査を行い、被疑者の早期検挙に取り組んでいるところです。

指名手配犯人の発見に向けた捜査活動には、皆さんの協力がぜひとも必要です。

「指名手配犯によく似た人を見かけた」などの情報があれば、どんなわずかなことでも結構ですので、最寄りの警察署へ通報してください。

問合せ先 黒坂警察署(電話 74-0110)

**カウンセラーによる「心の
相談会」を開きます**

日ごろ気になっている悩みや困りごとなどについて、産業カウンセラーが相談に応じます。

日時 11月23日(土)

場所 米子コンベンションセンター3階

内容 ▼カウンセラーによる「こころの相談会」(午前9時30分～午後4時) ▼DVD 上映「ひきこもりからの回復」(午前9時40分～、午後1時45分～、2本立て)

参加 無料※相談会のみ要予約

予約および問合せ先 ライフサポートセンターとっとり(電話 0120-82-5858)

**鳥取県最低賃金が改正
されました**

10月5日から、鳥取県最低賃金が改定されました。鳥取県最低賃金は、業種や年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、県内の事業所で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

鳥取県最低賃金 1時間 790円

▼最低賃金には、次の賃金は含まれません。

①精皆勤手当、通勤手当、家族手当 ②臨時に支払われる賃金 ③1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金 ④時間外労働、休日労働および深夜労働の割増賃金

問合せ先 各労働基準監督署または鳥取労働基準部賃金室(電話 0857-29-1705)

ひのっこ保育所入所児童募集

【令和2年度 保育所入所申し込みを受け付けます】

ひのっこ保育所への入所を希望する児童の保育所入所申し込みを次のとおり受け付けます。

●受付期間 **11月1日(金)～11月22日(金)**

●入所基準 保護者および同居の親族などが次のいずれかの事情にあり、「保育の必要性認定」を受けた児童

- ① 1 カ月に 48 時間以上仕事をしている
- ② 妊娠中または出産後間もない ③ 病気やけが、または心身の障がいがある
- ④ 親族の介護・看護にあたっている ⑤ 災害復旧にあたっている
- ⑥ 求職活動中 ⑦ 学校に在学している、または職業訓練を受けている
- ⑧ DV や児童虐待のおそれがある ⑨ そのほか特別の事情があると認められる場合

●募集児童 ひのっこ保育所（津地 690 番地）

▼定員 90 人

▼開所時間：平日＝午前 7 時 30 分～午後 6 時 15 分、土曜日＝午前 7 時 30 分～午後 1 時

▼保育時間：平日＝午前 8 時～午後 4 時、土曜日＝午前 8 時～正午

※ 1 日 8 時間が原則的な保育時間です。ただし、1 歳以上で家庭の状況によっては、開所時間の範囲で利用できます。

▼対象児童（令和 2 年 4 月 1 日現在の年齢）

- 《3 歳以上の子ども》
 - う め組（年長児）：平成 26 年 4 月 2 日～平成 27 年 4 月 1 日生まれ
 - さくら組（年中児）：平成 27 年 4 月 2 日～平成 28 年 4 月 1 日生まれ
 - も も組（年少児）：平成 28 年 4 月 2 日～平成 29 年 4 月 1 日生まれ
- 《3 歳未満の子ども》
 - ぱんだ組（2 歳児）：平成 29 年 4 月 2 日～平成 30 年 4 月 1 日生まれ
 - うさぎ組（1 歳児）：平成 30 年 4 月 2 日～平成 31 年 4 月 1 日生まれ
 - ひよこ組（0 歳児）：平成 31 年 4 月 2 日～令和元年 9 月 30 日生まれ

●申込手続 申込書類を町教育委員会またはひのっこ保育所で受け取り、次の書類を提出してください。

①支給認定兼施設利用申請書（マイナンバーの記入が必要です）

②保育が必要な理由を証明する書類

【例】就労している人…就労証明書

妊娠中・出産後の人…母子健康手帳の写し

病気・けがをしている人…診断書

●入所決定 保育所への入所基準の適否などを確認した後に決定し、結果を通知します。

●保 育 料 認定区分・町民税の所得割額に応じた保育料となります。
なお、令和 2 年 4 月 1 日入所時点で満 3 歳以上の児童については保育料無償となります（副食費も徴収しません）。

●そ の 他 年度途中での入所は、保育所の入所状況により受け入れが決まります。その場合、令和 2 年 4 月 1 日現在の年齢での受け入れとなります。

●問 合 せ 町教育委員会 担当 大岩 努（電話 72-2107）